



# GIPS検証の実務と留意点

## —GIPS検証者の視点から—

SAAJ GIPSセミナー シリーズ第5回

平成23年4月27日

栞原 洋

日本証券アナリスト協会投資パフォーマンス基準委員会委員長

*GIPS Interpretations Subcommittee* 委員

(新日本有限責任監査法人)

# 内容

1. GIPS2010年版第IV章「検証」
2. 「検証に関するガイダンス・ステートメント」
3. JICPA業種別委員会報告第36号の改訂
4. 検証者の視点

# 1. GIPS2010年版第IV章「検証」

これまでの経緯:

1999年2月14日: GIPS制定

2005年2月4日: GIPS2005年版制定—

「検証」については「検証の必須化」に関する文言の他に  
1999年版からの変更は無かった。

# 重要な変更点

- ・ 検証の必須化に関する記述の変更
- ・ 検証の目的と範囲の明確化
- ・ 他人の作業結果の利用の拡大
- ・ 方針・手続集の入手と内容確認が必須
- ・ 原則、各検証手続ではテストの実施が必須
- ・ GIPS基準改定に起因する新しい検証手続

# 検証の必須化に関する記述の変更

- ・ 検証は強く勧奨され、将来のいずれかの日に義務づけられる予定である。 IPCでは、2010年までに検証の義務化についてさまざまな側面から再評価し、なんらかの変更を実施する際には十分な時間を提供することとしている。(GIPS2005年版)
- ・ GIPS基準は、会社が検証を受けることを勧奨する。検証は、基準への準拠表明の信頼性を高め、会社の投資パフォーマンスの公正な表示と完全な開示という指導的原理全般を支えるものとなる。(GIPS2010年版)
- ・ GIPS基準への準拠を表明する会社は、準拠提示資料における準拠表明文において、検証実施の有無を開示しなければならない。(GIPS2010年版第I章4.A.1)

# 検証の目的と範囲の明確化

- ・ 「検証の主たる目的は、GIPS基準への準拠を表明する会社が、GIPS基準に従っていることを証明することである。」  
(GIPS1999/2005年版)⇒GIPS2010年版ではこの表現を削除
- ・ 検証は特定のコンポジットのパフォーマンスについて保証(assurance)するものではない。  
(GIPS2010年版 IV.A.3)⇒従来の考えを明記した。
- ・ 検証は以下について評価するものである。  
(GIPS2010年版 IV.A.2)⇒GIPS2005年版と実質同文
  - a. 会社が、コンポジット構築に関するGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠していること
  - b. 会社の方針と手続がGIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するよう設計されていること

# 他人の作業結果の利用拡大

- ・ 検証者は、自らの検証意見形成の基礎の一部として、海外の現地検証者もしくは前任者の検証結果を利用することができる。(GIPS1999/2005年版)
- ・ 検証者は、自らの検証意見形成の基礎の一部として:  
(GIPS2010年版IV.A.6)

1. 他の検証者の検証結果を利用することができる
2. 適格な信頼するに足る独立した第三者による監査、内部統制業務に依拠することを選択できる
3. 検証者が行ったその他の監査あるいは内部統制業務に依拠することを選択できる

# 方針・手続集の入手と内容の確認

- ・ 会社の方針についての知識: 検証者は、会社がGIPSの必須基準のすべてに準拠し、準拠を維持するために採用している仮定および方針を理解しなければならない。検証者は、会社の方針および手続について、少なくとも次の事項を確かめなければならない。……(GIPS1999年版/2005年版)
- ・ 会社の方針および手続に関する知識: 検証者は、適用されるGIPS基準の必須事項および採用した勧奨事項のすべてに準拠し、準拠を維持するための会社の方針と手続について理解しなければならない。検証者は、会社がGIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、適用される方針と手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。  
(GIPS2010年版 IV.B.1.d)



# 原則、テストの実施

- ・ 検証者は、適格な信頼するに足る独立の第三者による業務に依拠する場合もしくは適切な代替的内部統制業務が検証者によって実施されている場合を除き、検証手続の実施について、会社全体をテストの対象としなければならない。  
(GIPS2010年版IV.A.7)
- ・ 検証者は、パフォーマンス計算に使用される評価情報の記録方法および方針を理解していなければならない。特に、検証者は、次の事項を確かめなければならない。(GIPS1999年版)
- ・ データのレビュー: 検証者は、以下の事項の取り扱いが会社の方針と整合していることを確かめるため、選定したポートフォリオについて十分な手続を実施しなければならない。(GIPS2010年版IV.B.2.d)

対象項目は共通

# GIPS基準改訂に起因する新しい検証手続

- ・ 評価基準およびパフォーマンス計算についての知識: 検証者は、ポートフォリオ評価および投資パフォーマンス計算に使用される方針、手続および方法を理解していなければならない。(GIPS2010年版IV.B.1.e)  
(参考)「会社は、評価の方針、手続、方法、および階層(hierarchy)について、その変更事項も含めて文書化しなければならず、それらを一貫して適用しなければならない。(GIPS2010年版II.B.5)
- ・ 「顧客資産が実在し、顧客に所有権があることを確認するための会社の方針および手続が適切であり、一貫して適用されている」ことを確かめるために十分な手続を実施しなければならない。  
(GIPS2010年版IV.B.2.a.vi)
- ・ カスタム・ベンチマークまたは複数のベンチマークから合成したベンチマークが使用されている場合は、会社が使用するベンチマークのデータについてサンプルを抽出し、計算方法が正しく適用されており、使用データが準拠提示資料におけるベンチマークに関する開示と整合していることを確かめる。(GIPS2010年版IV.B.2.e.iii)

# 「顧客資産の実在性・・・」に関するQ&A

**Q:** The 2010 edition of the GIPS standards requires firms to document their policies and procedures used in establishing and maintaining compliance with the GIPS standards, including ensuring the existence and ownership of client assets, and must apply them consistently. What qualifies as a procedure that will ensure the existence and ownership of client assets?

**A:** Only actual, discretionary assets managed by the firm may be included in composites. Performance that is based on model or hypothetical portfolios must not be included in composites. Therefore firms must create and document policies and procedures to ensure that the firm's composites and total firm assets properly reflect only actual client assets managed by the firm. A firm's policies and procedures might include obtaining custodian statements, broker statements, and trade confirmations, and performing timely reconciliations between the firm's records and the custodian and broker's records. Certain investment types (e.g., limited partnership interests, derivatives, real estate, and private equity) may require alternative documentation to establish the ownership and existence of client assets, as custody and broker records may not exist.

Date Added: May 2010

## 2. 検証に関するガイダンス・ステートメント

採択日: 2010年12月29日

発効日: 2011年1月1日

遡及適用: 必要ナシ

草案公開期間: 2010年8月27日～11月25日

目的: GIPS第IV章に定める検証手続を補完し、追加的なガイダンスを検証者および資産運用会社に与える。

これまでの改訂:

2002年3月13日 制定(同日発効)

2006年1月1日 改訂版発効

# ガイダンス・ステートメントの内容

- ・ 検証者の資格要件
- ・ 会社の方針に関する知識
- ・ サンプルング
- ・ 他の検証者、独立第三者の業務の結果の利用
- ・ 経営者確認書
- ・ 検証報告書の記載要件
- ・ 発見事項の共有
- ・ パフォーマンス検査
- ・ 発効日

# 検証者の資格要件(IV.A.1)

- ・ GIPS基準、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&A、および説明の理解(GIPS2010 IV.B.1.a)
- ・ パフォーマンス計算及び提示に係る法令・規制の理解(GIPS2010 IV.B.1.b)
- ・ パフォーマンス計算を含む運用会社の業務プロセスに精通(GIPS2010 IV.B.1.c)

そして、なによりも「独立性」の確保

現在「検証者の独立性に関するガイダンス・ステートメント」改訂版が準備中である。

()内は対応するGIPS第IV章の項目—以下、同様

# 会社の方針に関する知識(IV.B.1.d)

- ・ GIPS準拠を達成し維持するための会社の方針・手続を記した文書(「方針・手続集」)の写しを入手して、以下のことを確かめなければならない。

1. 方針・手続集は実施されている方針・手続のすべてを網羅していること
2. 方針・手続は適切に記載されていること
3. 方針・手続の内容は明瞭であり、GIPS基準と矛盾していないこと

- ・ 少なくとも、次のスライドに示す項目に係る会社の方針・手続を理解しなければならない。

以下、ガイダンス・ステートメントでのみ記載されている事柄は赤字で表示

# 最低限確認の必要な方針・手続(1)

- ・ 投資一任
- ・ 投資戦略に基づくコンポジットの定義
- ・ 新規ポートフォリオのコンポジット組入れのタイミング
- ・ 解約ポートフォリオのコンポジットからの除外のタイミング
- ・ 利子・配当の発生主義での認識
- ・ フィーの取り扱い
- ・ ポートフォリオ資産の評価(公正価値の決定を含む)
- ・ ポートフォリオ・レベルのリターン計算



# 最低限確認の必要な方針・手続(2)

- ・ キャッシュフローの取り扱い
- ・ コンポジット・リターンの計算
- ・ エラー訂正
- ・ コンポジット・リターンの提示
- ・ レバレッジ、デリバティブおよびショート・ポジションの取扱
- ・ 記録の保持
- ・ コンポジット・ベンチマークの選定、構築およびリターン計算
- ・ その他、パフォーマンス提示に関連する方針と手続

# サンプリング(IV.A.7)

- ・ 適格な信頼するに足る独立の第三者が行った業務に依拠する場合もしくは適切な代替的統制手続が当該検証者により実施されている場合を除き、検証手続の実施について会社全体をテストの対象としなければならない。
- ・ 検証手続の実施についてサンプリング手法を使用することができる。
- ・ 適切なサンプルのサイズを決定するだけでなく、選定されたサンプルが会社固有の状況に鑑み合理的であることを確認しなければならない。

# 他の検証者、独立第三者の業務の結果の利用(IV.A.6)

- ・ 主たる検証者は他の検証者の作業の結果を自らの検証意見の形成に役立てることができる。(例: ①グローバル・ファームの検証者は海外拠点における検証作業を他の(現地の)検証者の結果を利用することが可能である。②他の検証者が過去に検証を実施していた場合、現検証者はその結果に依拠することができる。)
- ・ 主たる検証者は、①適格な信頼するに足る独立した第三者、あるいは②自ら、が行った(イ)監査および/または(ロ)内部統制業務に依拠することができる。
- ・ 適格な信頼するに足る独立した第三者は適切な専門的能力と経験、ならびにパフォーマンス計算および業務プロセスを含む投資運用業務に関する実際的な専門知識を有していなければならない、検証者としての資格要件を満たしていなければならない。

# 経営者確認書(IV.B.2.h)

- ・ 検証報告書提出前に会社経営者から入手しなければならない。
- ・ GIPS準拠の達成・維持に使用された方針・手続は方針・手続集に記載されたとおりであり、かつ検証対象期間において一貫して適用されていたことの確認
- ・ 会社が検証対象期間についてGIPS基準に準拠していたことの確認
- ・ 検証作業期間中に検証者に対してなされた、その他の関連事項の記載
- ・ 代表的な記載事項については次のスライドを参照

# 代表的な経営者確認書記載事項(1)

- ・ GIPS基準準拠を達成・維持するために使用された方針・手続は適切に文書化されていること(必須記載事項)
- ・ GIPS基準準拠を達成・維持するために使用された方針・手続は検証対象期間中、一貫して適用されたこと(必須記載事項)
- ・ 会社はGIPS基準に会社全体として準拠していること(必須記載事項)
- ・ 会社経営者は、準拠提示資料の作成と提示を含め、GIPS基準準拠の維持に関するすべての責任を有していること
- ・ 準拠提示資料は会社の投資パフォーマンスの公正かつ誠実な表現であること

# 代表的な経営者確認書記載事項(2)

- ・ 会社は、虚偽の若しくは誤解を生じさせるパフォーマンスやパフォーマンス関連情報をその事実を知りつつ開示することはしていないこと
- ・ 会社は、検証者に対して、検証に必要なすべての資料を提出したこと
- ・ 検証者による検証報告書の対象とされている期間
- ・ 会社は、パフォーマンスの計算及び開示に関するすべての法律及び規則を遵守していること
- ・ 確認書の提出日付までの間、パフォーマンスや検証結果に重大な影響を与えるいかなる事象も発生していないこと

# 検証報告書の記載事項(IV.A.5)

- ・ 検証報告書は以下の意見を述べなければならない。
  - a. 会社が、コンポジット構築に係るGIPS基準の必須事項のすべてに会社全体として準拠している。
  - b. 会社の方針と手続が、GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し、提示するよう設計されている。
- ・ **その他の必須記載事項は次のスライドに示している。**
- ・ **上記以外に、必要に応じて、特定の検証作業の内容を明確にする補足的な情報を記載することができる。**
- ・ 会社がGIPS基準に準拠していない、あるいは会社の提示するデータや情報では検証作業が完了できない、と判断する場合には、検証報告書の発行は行えず、検証者はその理由を記した書面を会社に提出しなければならない。

# 検証報告書の記載事項一(続)

- ・ 検証報告書のタイトル
- ・ 検証報告書の発行日付
- ・ 検証報告書の宛先人
- ・ 検証の対象として定義された「会社」
- ・ 検証の対象期間
- ・ 検証者と会社経営者、それぞれの果たすべき責任(準拠を表明する責任は会社にある旨の記載を含む)
- ・ 検証はGIPS第IV章に定める必須検証手続に従って実施された旨
- ・ 検証はいかなるコンポジットの準拠提示資料の正確性について意見を述べるものではない旨
- ・ 検証に適用された他の専門的ガイダンスの名称(「JICPA実務指針」等)
- ・ 検証者の署名あるいは公式サイン



# 発見事項の共有

- ・ 検証は特定のエラーや不備を発見することが目的ではない。
- ・ しかし、検証作業の過程で、それらが発見されたときあるいは業務遂行上の改善につながる知見を得たときには、検証者は会社に対して報告を行うべきである。

当該報告は必ずしも検証報告書の提出に影響を与えるものではない。

# パフォーマンス検査(IV.C)

- ・ 検証は特定のパフォーマンス結果について意見を述べるものではない。
- ・ パフォーマンス検査は、検証を受けている会社の特定のコンポジットについて、その準拠提示資料に係る詳細な検査を行うものである。
- ・ パフォーマンス検査は検証を受けるための要件ではない。
- ・ パフォーマンス検査については別途ガイダンス・ステートメントが準備されている。⇒近々公開草案公表予定

# 発効日

- ・ GIPS2010年版の発効日は2011年1月1日。第IV章「**検証**」は同日以降適用されなければならない。(検証の対象期間とは無関係)
- ・ 2011年1月1日以降の日付で交された契約に基づく**検証業務はこの新しいガイダンス・ステートメントが適用される。**
- ・ 2011年1月1日より前に締結された契約に基づく**検証であっても、会社がGIPS2010年版を早期適用している場合には、この新しいガイダンス・ステートメントが適用となる。**

### 3. JICPA業種別委員会報告第36号の改訂

これまでの経緯:

2001年5月14日: 「SAAJ投資パフォーマンス基準準拠の  
検証に関する実務指針」制定

2006年6月15日: 業種別委員会報告第36号「グローバル  
投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」  
制定

# JICPA実務指針とGIPS第IV章との関係

- ・ GIPS基準第IV章に定める検証者の資格要件は検証者が公認会計士であることを要求していない。
- ・ JICPA実務指針は公認会計士あるいは監査法人がGIPS基準第IV章に定める検証を行う際に拠り所となる検証の基準についての整理を行うとともに、検証の目的と範囲、検証手続、及び検証報告書の作成等について留意すべき事項を明らかにすることを目的としている。
- ・ JICPA実務指針では、GIPS準拠の検証が対象としている方針と手続を内部統制として捉えている。
- ・ 具体的には、検証者が意見を述べるべき2つの主題の達成等について表明する会社経営者からの書面の提出を受けて、検証者はその書面の記載内容の一部である2つの主題について意見を述べる体裁を取っている。

# 今回改訂の目的とスケジュール

- ・ GIPS2010年版において改訂された内容に即して実務指針の改訂を行う。
- ・ 本年5月に公開草案公表の予定。

# 経営者記述書の内容

- ・ 経営者記述書はJICPA実務指針においてのみ定められており、GIPS基準準拠に係る経営者の表明と経営者の責任が記述される。検証報告書と対になり一体不可分。(既存顧客および見込顧客が検証報告書と共にコピーを入手できる。)
  - GIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し提示するための方針・手続の整備・運用状況についてレビューを行った旨の表明。
  - 検証者が意見として述べる2つの主題を達成していた旨の表明。
  - GIPS準拠を達成し維持するための方針・手続を整備し、運用する責任は会社経営者にあること。
  - GIPS基準への準拠を表明する責任および準拠提示資料を提示する責任は会社経営者にあること。
- ・ 検証に関するガイダンス・ステートメント所載の経営者確認書記載項目の一部は経営者記述書において表明していただくことを検討中。

# 検証報告書の内容

- ・ 「経営者記述書は、GIPS IV.A.5に定める2つの主題に関するすべての重要な点において適正に記載されている」と意見を述べる。
- ・ IV.A.5.aについては検証対象期間全体に関わる意見を述べる。
- ・ IV.A.5.bについては検証対象期間末日時点に係る意見として述べることとする予定。



# 経営者確認書の内容

- ・ GIPS基準第IV章B.2.hおよびガイダンス・ステートメントに定められる記載事項のうち、経営者記述書に記載されていない部分
- ・ その他、記載することが適切と考えられる項目
- ・ 検証者に対して提出される書面であって、検証報告書の一部ではない。従って、外部に対して提示されることはない。

# パフォーマンス検査の取り扱い

- ・ 今回の実務指針でもパフォーマンス検査 (performance examination) については取り扱わない予定。
  1. 検証とは異なるものとされており、検証を受けるともなっていない。
  2. これまでのところ、我が国においてはニーズが殆どない。
  3. ガイダンス・ステートメント改訂版の公開草案公表が遅れている。

## 4. 検証者の視点

リスク・アプローチ  
方針・手続の文書化がキー

(付録)

検証者によって異なる作業、意見？

# リスク・アプローチ

- ・ 検証計画に影響を与える主な要素(リスク)
  1. 規制・法令の変更
  2. GIPS基準の変更(GS, Q&A等を含む)
  3. M&A⇒会社の定義の変更?
  4. リストラクチャリング
  5. 口座(コンポジット)数・AUMの多寡・増減
  6. システム(スプレッドシート含む)、その変更
  7. 業務プロセス、その変更(アウトソース等を含む)
  8. 内部統制状況、その変化
  9. 担当者、担当部署の変更
- ・ 評価されたリスクに応じた検証作業の策定

# 方針・手続の文書化がキー

- ・ 会社は、GIPS基準に準拠し、かつ準拠を維持するために使用される、会社の方針及び手続を、顧客資産の存在と所有権を確認するための施策を含めて、文書化しなければならない、かつその方針および手続を一貫して使用しなければならない。  
(GIPS2010 I. O. A. 5)
- ・ 会社の方針および手続に関する知識： 検証者は、適用されるGIPS基準の必須事項および採用した勧奨事項のすべてに準拠し、準拠を維持するための会社の方針と手続について理解しなければならない。検証者は、会社がGIPS基準に準拠し、準拠を維持するために採用している方針と手続の写しを入手し、適用される方針と手続のすべてが適切に規定され、かつ十分に文書化されていることを確かめなければならない。(GIPS2010 IV. B. 1. d)
- ・ 検証必須手続(GIPS2010 IV. B. 2)には以下の表現が頻繁に現れる。
  - ✓ …会社の方針と手続を参照して…
  - ✓ …会社の方針および手続に従って…
  - ✓ …取り扱いが会社の方針と手続と整合していることを確かめるため…

# 検証者により異なる作業、見解?

- ・ GIPS検証/プラクティショナー委員会の報告(2007/09):

検証実務の各国間差異は以下の要因に基づくと考えられる。

1. 各国の規制・法令
2. 各国固有の慣行、検証に対する市場参加者の期待
3. 各国の検証者が属する業界の実務指針・ガイダンス
4. 個別検証者の判断(例えばリスクの評価や「重要性」に関する判断)

- ・ 検証を受ける会社の統制状況にも影響される